

2 分配時調整外国税相当額の控除

【制度の概要】

この制度では、内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税（注1）の額でその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額（注2））について、その元本の所有期間などに応じた一定の方法により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされている（法69の2①）。

（注）1 外国の法令に基づき信託財産に課される税で、所得税法第212条《源泉徴収義務》の規定による源泉徴収に係る所得税に相当するもの（以下「外国所得税」という。）のうちその外国所得税の課せられた収益を分配するとしたならばその収益の分配につき同法第181条《源泉徴収義務》又は第212条の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分をいう（法69の2①、所法176③、所令300①）。

2 内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る次の金額の合計額をいう（令148①）。

イ 所得税法第176条第3項《信託財産に係る利子等の課税の特例》の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税（所得税法施行令第300条第1項《信託財産に係る利子等の課税の特例》に規定する外国所得税をいう。以下同じ。）の額に、当該収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分（いわゆる特別分配金（所法9①十一、所令27）のみに対応する部分を除く。）に限る。以下イにおいて同じ。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該収益の分配に係る所得税の額に所得税法施行令第300条第9項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を上限）

ロ 所得税法第180条の2第3項《信託財産に係る利子等の課税の特例》の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税の額に、当該収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分（いわゆる特別分配金（所法9①十一、所令27）のみに対応する部分を除く。）に限る。以下ロにおいて同じ。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該収益の分配に係る所得税の額に所得税法施行令第306条の2第7項《信託財産に係る利子等の課税の特例》に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を上限）

このほか、上場株式等の配当等の交付並びに特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合についても、この制度を讀替適用することにより、同様に控除することとされている（措法9の3の2、9の6～9の6の4）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている（法81の15の2）。